

第8回視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会資料

令和3年度までの取組及び令和4年度に講ずる施策について

事務局(厚生労働省/文部科学省)

文部科学省地域学習推進課

文部科学省研究開発局参事官(情報担当)

文化庁著作権課

総務省

厚生労働省

国立国会図書館

経済産業省

第8回視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会資料(関係省庁等)

省庁等	事務局(厚生労働省/文部科学省)	所属	社会・援護局障害者保健福祉企画課自立支援振興室/ 総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課障害者 学習支援推進室	役職・氏名	室長 奥出 吉規 / 室長 鈴木 規子
基本計画	令和3年度までの取組	主要な成果	令和4年度(から)の取組	目標	資料番号
①	<p>総論(1) 都道府県等への計画策定の働きかけ</p> <p>【都道府県の計画策定の働きかけ】 ・地方公共団体の計画策定を促すため、策定にあたっては地方公共団体内の関係部署の連携のみならず、地域における関係者・関係団体との連携が必要となることや施策の方向性の勘案事項など、策定にあたっての留意事項について地方公共団体に周知した(令和2年度まで)。</p> <p>・視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定状況調査(令和4年2月1日現在)を実施し概要及び自治体の計画策定状況をHPで公開。調査対象:都道府県、指定都市、中核市計129自治体【資料:事一1】</p>	<p>・状況調査結果:策定済み計13自治体、策定作業中12自治体、策定に向けて検討中42自治体。(計51%策定又は策定に向けて作業・検討中(前回比11%増))</p> <p>◎文部科学省: https://www.mext.go.jp/a_menu/iku_sei/gakusyushien/mext_01134.html</p> <p>◎厚生労働省: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shoug_aishahukushi/sanka/bunka_00003.html?msclkid=47bd4113b0c611ec8b1c3d9090ff7a8c</p>	<p>視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画策定状況調査(令和5年2月1日現在)の継続。</p>	<p>次回(令和4年度)調査で51%→66%(15%増) 最終目標:100%</p>	事一1
②	<p>総論(2) 国民等への周知</p> <p>・令和3年6月～令和4年5月までに発出した周知等の事務連絡について【資料:事一2】</p>				事一2
課題・補足					

I 令和3年度視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況について

調査対象：都道府県、指定都市、中核市（計129、回答率100%）

調査時点：令和4年2月1日現在

1. 計画の策定について

(1) 策定状況 ※全体の51%が策定及び策定に向けて作業・検討中

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. 既に策定済み	6	2	5	13
2. 現在策定作業中	8	1	3	12
3. 策定に向けて検討中	22	7	13	42
4. 策定する予定なし（未定も含む）	11	10	41	62

(2) 策定期期【1(1)で1~3と回答】

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. 令和2年度	5	2	3	10
2. 令和3年度	6	0	3	9
3. 令和4年度	5	1	2	8
4. 令和5年度以降	8	2	8	18
5. 未定	12	5	5	22

(3) 計画の位置づけ【1(1)で1~3と回答】

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. 単独の計画として策定	13	1	4	18
2. 障害者政策の計画の一部に位置づけ	7	2	8	17
3. その他の計画の一部に位置づけ	5	2	5	12
4. 未定	11	5	4	20

2. 連絡会等の開催について

(1) 開催状況 ※全体の37%が開催及び開催に向けて準備・検討中

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. 既に開催済み	20	7	5	32
2. 開催に向けて準備・検討中	9	4	4	17
3. 開催する予定なし（未定も含む）	18	9	53	80

(2) 開催時期【(1)で1,2と回答】

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. 令和2年度	8	2	0	10
2. 令和3年度	15	6	5	26
3. 令和4年度	3	0	1	4
4. 令和5年度以降	1	0	0	1
5. 具体的な開催時期は未定である	2	3	3	8

3. 外部関係者を含めた会議の開催について

(1) 開催状況 ※全体の32%が開催及び開催に向けて準備・検討中

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. 既に開催済み	11	4	4	19
2. 開催に向けて準備・検討中	10	5	7	22
3. 開催する予定なし（未定も含む）	26	11	51	88

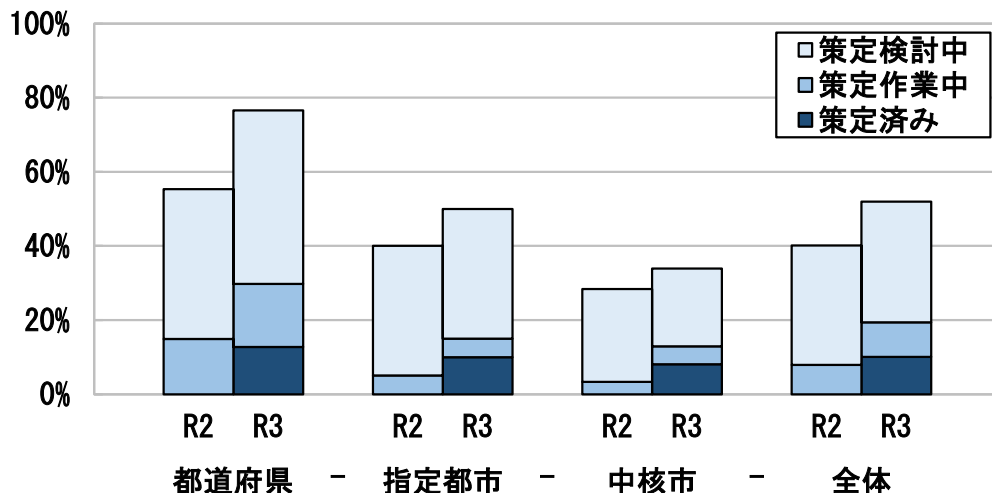
(2) 開催時期【(1)で1,2と回答】

回答	都道府県	指定都市	中核市	全体
1. 令和2年度	3	0	1	4
2. 令和3年度	8	4	3	15
3. 令和4年度	5	1	3	9
4. 令和5年度以降	3	0	1	4
5. 具体的な開催時期は未定である	2	4	3	9

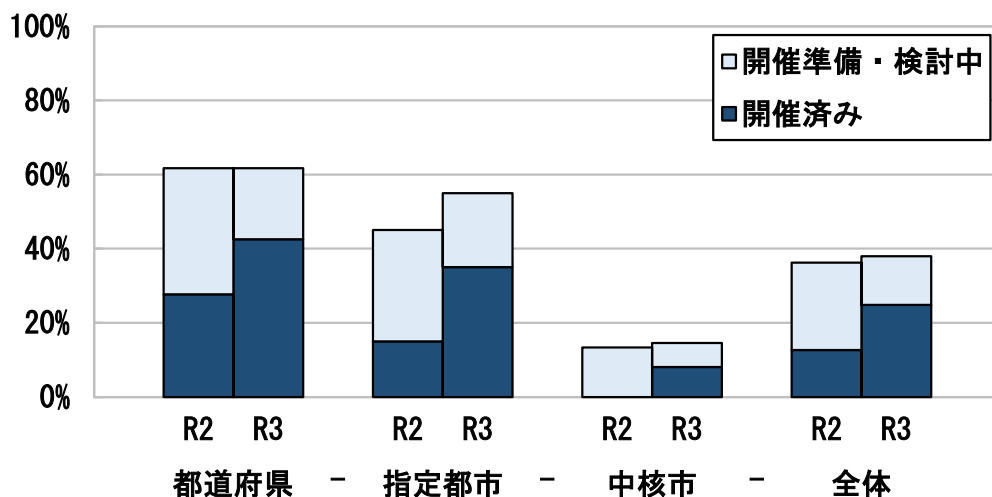
Ⅱ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画の策定状況の推移について

事-1

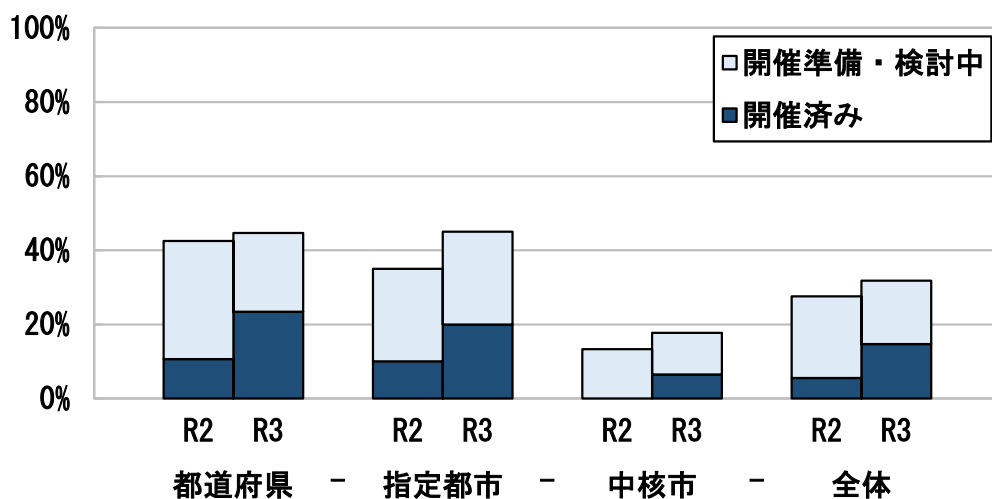
1. 計画の策定状況の推移 (%)



2. 連絡会等の開催状況の推移 (%)



3. 外部関係者を含めた会議の開催状況の推移 (%)



読書バリアフリーに係る通知、事務連絡一覧

(1)著作権法施行令第2条第1項第1号ロに規定する「大学等の図書館及びこれに類する施設」の解釈について(周知)

発出日:令和3年6月10日(文化庁・文部科学省)

発出先:各国公立大学法人担当課、各文部科学大臣所轄学校法人担当課、大学を設置する各学校設置会社担当課、各国公私立高等専門学校担当課

内容:著作権法施行令第2条第1項第1号ロに規定する「大学等の図書館及びこれに類する施設」は、大学又は高等専門学校の図書館のほか、これに類する施設として、図書等の資料を備え置いて、視覚障害者等に資料の貸出等の情報提供を行う機能を担う施設(例えば、障害学習支援室や学生支援センター等)が該当する旨を周知。

【資料:事-2(1)】

(2)視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)に係るリーフレットの発送等について(事務連絡)

発出日:令和3年8月6日(文部科学省・厚生労働省)

発出先:各都道府県・指定都市基本計画策定担当課

内容:令和3年4月にwebで公開済みであったリーフレット「誰もが読書ができる社会を目指して～読書のカタチを選べる「読書バリアフリー法」～」について、9月末から10月上旬に紙媒体で配布する旨を連絡。

掲載 URL:

文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1421441.htm

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shoug_aishahukushi/sanka/bunka_00003.html

(サピエ図書館ホームページ)<https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW>

【資料:事-2(2)】

(3)視覚障害等のある児童生徒の読書環境の整備の推進に関するウェブサイトの公開について(周知)

発出日:令和4年3月30日(文部科学省)

発出先:各都道府県教育委員会担当課、各指定都市教育委員会担当課、各都道府県私立学校、附属学校を置く各国公立大学法人附属学校担当課、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

内容:東京大学先端科学技術研究センターを主体とした「学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム」を設置し、アクセシブルな書籍・電子書籍等の製作・共有に関する情報提供や先進的な取組事例の紹介を行うウェブサイト「進めよう、豊かな読書活動」を周知。

掲載 URL:

<ウェブサイト:進めよう、豊かな読書活動>

<https://accessreading.org/conso/>

<啓発用リーフレット:誰もが読書ができる社会を目指して～読書のカタチを選べる「読書バリアフリー法」～>

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01304.h

【資料:文一2 参照】

事務連絡
令和3年6月10日

各国公立大学法人担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
各国公立高等専門学校担当課
御中

文化庁著作権課
文部科学省高等教育局学生・留学生課

著作権法施行令第2条第1項第1号ロに規定する「大学等の図書館及びこれに類する施設」の解釈について（周知）

著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）第37条第3項では、視覚障害者等のための書籍の音訳等を権利者の許諾なく行うことができる場合について定めており、これについて、「視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（中略）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるもの」が行うことができることとされています。また、著作権法施行令（昭和45年政令第335号。以下「施行令」という。）第2条第1項第1号ロでは、法第37条第3項で規定する「政令で定めるもの」として、「大学等の図書館及びこれに類する施設」を設置して「視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者」を規定しています。

この度、施行令第2条第1項第1号ロに規定する「大学等の図書館及びこれに類する施設」の解釈について下記のとおり示しますので、貴担当課におかれては、貴所管内の関係者に対し、本件について周知されるようよろしくお願いいたします。

記

施行令第2条第1項第1号ロに規定する「大学等の図書館及びこれに類する施設」は、大学又は高等専門学校の図書館のほか、これに類する施設として、図書等の資料を備え置いて、視覚障害者等に資料の貸出等の情報提供を行う機能を担う施設が該当すること。このため、例えば、こうした機能を有すれば、障害学生支援室や学生支援センターも該当しうること。

(参照条文)

○著作権法（昭和45年法律第48号）

（視覚障害者等のための複製等）

第三十七条（略）

2（略）

3 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（以下この項及び第百二条第四項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であつて、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第四項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によつては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

○著作権法施行令（昭和45年政令第335号）

（視覚障害者等のための複製等が認められる者）

第二条 法第三十七条第三項（法第八十六条第一項及び第三項並びに第百二条第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者（イ、ニ又はチに掲げる施設を設置する者にあつては国、地方公共団体又は一般社団法人等、ホに掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体、公益社団法人又は公益財団法人に限る。）

イ（略）

ロ 大学等の図書館及びこれに類する施設

ハ～チ（略）

二・三（略）

2（略）

<本件連絡先>

○著作権法の解釈について

担当：文化庁著作権課法規係

電話：03-5253-4111（内線4824）

○障害学生支援について

担当：文部科学省高等教育局学生・留学生課厚生係

電話：03-5253-4111（内線2522）

事務連絡
令和3年8月6日

各都道府県・指定都市 基本計画策定担当課 殿

文部科学省総合教育政策局
地域学習推進課図書館・学校図書館振興室
男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）
に係るリーフレットの発送等について

日頃から読書バリアフリーの推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）に係るリーフレットの周知の依頼について」（令和3年4月13日付け文部科学省・厚生労働省連名事務連絡）でもお知らせしたとおり、昨年度、文部科学省と厚生労働省が連携し、障害者の方やその御家族の方に公立図書館や点字図書館等でどのようなサービスが行われているのか、またどのような本があるのかを知ってもらうためのリーフレット「誰もが読書ができる社会を目指して～読書のカタチを選べる「読書バリアフリー法」～」を作成し、その電子媒体を文部科学省及び厚生労働省のホームページに掲載しています。

紙媒体については、令和3年7月を目途に全都道府県・指定都市及び市町村に発送する予定と連絡しましたが、事情により、令和3年9月中旬から10月初旬までの間に発送することとなりました。

また、全国視覚障害者情報提供施設協会と日本点字図書館に御協力いただき、サピエ図書館にリーフレットの点字版及び合成音声のマルチメディアデジ版が公開されていますので、これらも活用してください。

については、各都道府県におかれては、障害福祉、公立図書館、学校図書館、特別支援教育等の関連部署や管内の市町村に対し、各指定都市におかれては、障害福祉、公立図書館、学校図書館、特別支援教育等の関連部署に対し、下記 URL に掲載されたリーフレットを今後の読書バリアフリー推進の取組に御活用するよう周知をお願いいたします。

(文部科学省ホームページ)

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/1421441.htm

(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/sanka/bunka_00003.html

(サピエ図書館ホームページ)

<https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW>

今後とも読書バリアフリーの推進に御理解・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【本件担当】

(公立図書館・学校図書館における読書バリアフリー推進に関すること)

文部科学省総合教育政策局

地域学習推進課図書館・学校図書館振興室

TEL : 03-5253-4111 (内線 2093) E-mail : tosyo@mext.go.jp

(読書バリアフリー法・同基本計画に関すること)

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課障害者学習支援推進室

TEL : 03-5253-4111 (内線 3613) E-mail : [sst@mext.go.jp](mailto:ssst@mext.go.jp)

(点字図書館・サピエ図書館等その他福祉施策に関すること)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室

TEL : 03-5253-1111 (内線 3076) E-mail : SGJIRITU@mhlw.local

第8回視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会資料(関係省庁等)

省庁等		文部科学省	所属	地域学習推進課	役職・氏名	社会教育振興総括官 安彦 広斉
基本計画	令和3年度までの取組		成果	令和4年度(から)の取組	目標	資料番号
①	総論(2) 国民等 への周 知	<p>1. 障害当事者、視覚障害支援者、司書など図書館関係者、地方公共団体、教員、出版関係者などを対象とした文字・活字文化推進機構によるフォーラム「読書バリアフリーと図書館の役割 ～誰もが読める環境づくり～」を令和3年2月13日に無観客開催し、3月1日よりインターネット配信を開始した。 https://www.mojikatsuji.or.jp/news/2021/03/01/4598/</p> <p>2. 令和3年9月5日(日)開催の独立行政法人 国立青少年教育振興機構によるオンラインシンポジウム「本と多様な立場の読者をつなぐために」について、都道府県・指定都市の読書バリアフリー担当課に通知し周知を図った。【資料:文-1】 https://www.mojikatsuji.or.jp/news/2021/09/22/5011/</p> <p>3. 障害者やその家族等に公立図書館や点字図書館等でどのようなサービスが行われているのか、またどのような本があるのかを知ってもらうための啓発用リーフレットを作成し、HPで公開した(令和3年4月)。 令和3年9月、印刷したリーフレットを都道府県、市町村の図書館所管担当等に配布した。【(関連資料:事-2(2))】</p>	<p>1. 事前申込者 454名、再生回数1,748回(令和4年5月25日現在)</p> <p>2. 再生回数1,158回(令和4年5月25日)</p> <p>3. 配布先1,799 箇所</p>	<p>読書バリアフリーに関するフォーラム、シンポジウム等について、情報を収集し各都道府県・指定都市に通知し、周知を図る。</p>		文-1

<p>②</p>	<p>Ⅲ.1 視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備等(第9条関係)</p>	<p>1. 都道府県から推薦のあった、公立図書館における読書バリアフリーに関する取組事例をホームページに掲載するとともに、各都道府県・指定都市図書館担当課に周知し、各地方公共団体の公立図書館・学校図書館における促進方策の参考とした。 https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01461.html</p> <p>2. 「図書館における障害者利用の促進事業(読書バリアフリーコンソーシアム事業)」において、公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館等が連携した読書バリアフリーコンソーシアムを組織し、各館の物的・人的資源の共有、図書館を利用する視覚障害者等の増加を目的とした広報の強化等のモデル的な取組を行う地方公共団体を支援した。【資料:文-2】</p> <p>3. 「図書館における障害者利用の促進事業(読書バリアフリーコンソーシアム事業)」において、東京大学先端科学技術研究センターを主体とした「学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム」を設置し、アクセシブルな書籍・電子書籍等の製作・共有に関する情報提供や先進的な取組事例の紹介を行うウェブサイト「進めよう、豊かな読書活動」を都道府県・指定都市等の学校及び公共図書館所管課に周知した。【資料:文-3】 https://accessreading.org/conso/</p> <p>また、学校・学校図書館等で製作された電子書籍等の所在情報の把握・共有(リポジトリ)の在り方を検討した。</p> <p>4. 平成30年度「社会教育統計」、令和2年度「学校図書館の現状に関する調査」により公共図書館、学校図書館における点字図書、拡大図書等多様な蔵書の整備状況を把握した。【資料:文-4】</p>	<p>「読書バリアフリーコンソーシアム事業」受託団体 ○令和3年度:3件 ・東京大学先端科学技術研究センター ・佐賀県 ・鳥取県教育委員会</p>	<p>1. 「図書館における障害者利用の促進事業(読書バリアフリーコンソーシアム事業)」において、公立図書館、学校図書館等によるコンソーシアムを構築することにより、アクセシブルな書籍等の充実を図るための各館の資源の共有や人材の交流等を行うとともに、引き続き、図書館の優れた取組の収集や周知を行う。</p> <p>2. 「図書館における障害者利用の促進事業(読書バリアフリーコンソーシアム事業)」において、公立図書館、学校図書館、大学図書館、点字図書館等が連携した読書バリアフリーコンソーシアムを組織し、各館の物的・人的資源の共有、図書館を利用する視覚障害者等の増加を目的とした広報の強化等のモデル的な取組を行う地方公共団体を支援する。</p> <p>3. 視覚障害等のある児童生徒が必要とする学習参考書、問題集、資格試験類のアクセシブルな書籍等の整備が不十分であり、実効的な施策の検討が必要なため、「図書館における障害者利用の促進事業(読書バリアフリーコンソーシアム事業)」の中で、学校・学校図書館等で製作された電子書籍等の所在情報の把握・共有(リポジトリ)の在り方を検討する。</p> <p>4. 公共図書館、学校図書館における点字図書、拡大図書等多様な蔵書の整備状況について図書館関係者に周知を行うとともに、さらなる整備を促す。</p>	<p>「読書バリアフリーコンソーシアム事業」受託団体1件以上</p>	<p>文-2 文-3 文-4</p>
----------	--	---	---	--	------------------------------------	------------------------------

③	Ⅲ.8(第17条関係)(1)司書、司書教諭・学校司書、職員等の資質向上	<p>1.「図書館における障害者利用の促進事業(読書バリアフリーに向けた図書館サービス研修事業)」において、司書、司書教諭、学校司書、職員、ボランティアが障害者サービスの内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器(拡大読書器、DAISY再生機など)の使用方法来に習熟するための研修等を行った。</p> <p>障害当事者でピアサポートができる司書・職員の育成や環境の整備を行った。</p> <p>製作人材の育成が効果的に実施出来るようにするため、関係団体や各省庁との協議を実施した。【資料:文-2】</p> <p>2. 令和2年度に司書や司書教諭等の養成課程を置く大学及び講習を実施する大学その他の教育機関に対し、視覚障害者等に対する図書館サービスの内容を学習できるようにする旨の連絡をした。</p> <p>令和3年度 of 取組状況について、実態把握を行うこととしている。</p>	<p>「読書バリアフリーに向けた図書館サービス研修事業」受託団体</p> <p>○令和2年度:2件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人日本図書館協会 ・公共図書館で働く視覚障害職員の会(なごや会) <p>○令和3年度:2件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪教育大学 ・埼玉県教育委員会 	<p>1.「図書館における障害者利用の促進事業(読書バリアフリーに向けた図書館サービス研修事業)」において、司書、司書教諭・学校司書、職員、ボランティアが障害者サービスの内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器(拡大読書器、DAISY再生機など)の使用方法来に習熟するための研修等を行う。</p> <p>また、製作人材の育成が効果的に実施出来るようにするため、関係団体や各省庁との協議を実施する。</p> <p>2. 令和3年度に視覚障害者に対する図書館サービスの内容を学習できるように努めたかどうかについて、令和4年度に実態把握を行う。</p>	「読書バリアフリーに向けた図書館サービス研修事業」受託団体2件以上	文-2
課題・補足						

フォーラム

あなたも 読書サポーター!

本と多様な立場の読者をつなぐために

オンライン
配信

読書バリアフリー法(視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律)は誰もが読書ができる社会の実現を目指しています。多様な立場の読者が必要なサポートを受けたり、便利な道具やソフトウェアについての知識を得ることによって、本はもっと身近なものになります。このイベントでは、読書サポートを求めている人たちには、どのような人たちがいるのか、どんな支援方法があるのかを知るシンポジウムを生配信。ご関心のある方は、ぜひご視聴ください。

オンライン講習会は、諸般の事情により中止となりました。大変申し訳ございません(8/31)

生配信日時

2021年9月5日(日) ~~シンポジウム 13:30 ~ 15:00(予定)~~
~~講習会 15:15 ~ 16:45(予定)~~

申込・詳細については文字・活字機構ホームページをご覧ください。
<http://www.mojikatsuji.or.jp/news/2021/7/30/4813>

シンポジウムは後日アーカイブ配信予定です。ぜひご視聴ください。



参加費

無料 ※生配信視聴にはお申し込みが必要です。詳しくは裏面をご覧ください。

フォーラム プログラム

オンライン シンポジウム 13:30 ~ 15:00(予定) 「本と多様な立場の読者をつなぐために」

パネリスト

熊谷 晋一郎さん(東京大学 先端科学技術研究センター准教授)
平林 ルミさん(学びブラネット代表)
丸山 正樹さん(作家)

コーディネーター

宇野 和博さん(筑波大学附属視覚特別支援学校教諭)

~~オンライン 講習会 15:15 ~ 16:45(予定) 「ICTを活用する読書サポート入門編」~~

講師

相羽 大輔さん(愛知教育大学 教育科学系 特別支援教育講座准教授)ほか

主催/独立行政法人 国立青少年教育振興機構

主管/公益財団法人 文字・活字文化推進機構

後援/活字文化議員連盟、学校図書館議員連盟、子どもの未来を考える議員連盟、株式会社中日新聞社、公益社団法人 日本図書館協会、
公益社団法人 全国学校図書館協議会、一般社団法人 日本新聞協会、一般社団法人 日本書籍出版協会、一般財団法人 出版文化産業振興財団、
学校図書館整備推進会議、日本児童図書出版協会

協力/有限会社読書工房、公益財団法人 伊藤忠記念財団、株式会社ポニーキャニオン

熊谷 晋一郎さん

東京大学 先端科学技術研究センター 准教授
山口県生まれ。生後まもなく脳性麻痺により電動車いすを使用。小学校から高校まで普通学校に通い、東京大学卒業後、小児科医として10年間勤務。病院で働く中で、「当事者研究」に興味をもち、研究を始める。著書に『リハビリの夜』『小児科の先生が車椅子だったらー私とあなたの「障害」のはなし』、共著に『当事者研究の研究』などがある。

パネリスト



丸山 正樹さん 作家

東京都生まれ。早稲田大学第一文学部演劇科卒。シナリオライターとして映画やドラマ、舞台、官公庁の広報ビデオなどの脚本を手がけ、2011年、聴覚障害を題材にした社会派ミステリー『デフ・ヴォイス』（松本清張賞最終候補作）で小説家デビュー。障害を負ったご家族の介助生活を続ける中で、様々な障害がある人とも交流する機会を持ち、障害・社会的少数者をテーマに小説を書いたことがデビュー作のきっかけ。著書に『ワンダフル・ライフ』、共著に『病と障害と、傍らにあった本。』など。8月末に『デフ・ヴォイス』シリーズ4作目『わたしのいないテーブルで』発刊予定。

パネリスト



Photo: 小学館 黒石あみ

宇野 和博さん 筑波大学附属視覚特別支援学校 教諭

東京学芸大学教育学部卒業後、東京都中学校教諭を経て現職。日本弱視者ネットワークの教育担当役員として弱視者のための教育環境の改善に関する活動を展開。拡大教科書の普及にも取り組み、著作権法改正や教科書バリアフリー法制定を実現し、教育に関わるテキストのバリアフリー化にも尽力。その後、障害者の読書環境を整備するためのマラケシュ条約批准や読書バリアフリー法制定など、長年、障害者の読書環境の整備にかかわってきた。NHKラジオ「視覚障害ナビ・ラジオ」レギュラーコメンテーター。

コーディネーター



平林 ルミさん 学びプラネット代表

特別支援教育、特に学習に困難のある人へのテクノロジーを用いた学習保障・環境調整、読み書き評価の開発、読み書きの指導法開発が専門。言語聴覚士・臨床発達心理士である立場から様々な学習に遅れのある子ども達のテクノロジー・ICTを使った新しい学び方を提案、活躍中。2020年9月より、学びプラネット代表社員、2021年4月より、東京大学大学院教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター 教育学研究員。

パネリスト



講習会 ICTを活用する読書サポート入門編

諸般の事情により、中止となりました。

講師

相羽 大輔さん

愛知教育大学 教育学系 特別支援教育講座 准教授
愛知教育大学にて視覚障害心理学を専門に研究を行なう。先天性弱視（アルビノ）の当事者で、学校と連携しながら弱視の子どもに対する教育支援のアドバイスなども行なっている。



申込方法

以下の必要項目を明記のうえ、WEBフォーム、メール等で「読書活動推進事業」事務局までお送りください。

- ①お名前(ヨミガナ) ②ご職業 ③メールアドレス
④今後、関連するご案内の要・不要

- WEBフォーム… <http://www.mojikatsuji.or.jp/news/2021/7/30/4813>
●メール…………… dokusho@mojikatsuji.or.jp

- ▶開催前までに、メールにて、視聴URLをお送りいたします。いただいた個人情報は、本事業及び主管団体からの読書推進事業のお知らせにのみ使用いたします。
▶やむを得ず開催を中止する可能性、またはプログラムを変更する可能性があります。その場合は、ホームページ等でご案内いたします。
▶本事業で撮影した写真や映像については、広報等の目的で使用することがあります。



新型コロナウイルス感染拡大防止対策について

オンライン配信にあたっては新型コロナウイルス感染予防対策を講じた上で開催します。

令和4年度予算額 14百万円
 (前年度予算額 17百万円)

図書館における障害者利用の促進

趣旨：

令和元年6月に成立した「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）は、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的としている。また、読書バリアフリー法に基づき、令和2年7月に決定された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」（読書バリアフリー基本計画）では、具体的な施策として、視覚障害者等の円滑な利用のための支援の充実、司書、司書教諭・学校司書等の資質向上、組織の枠を超えた取組や関係者間で連携した取組が行える体制構築などが具体的な施策としてあげられている。

このため、先導的な読書バリアフリーに関する研修や関係者が連携した取組を支援するとともに、これらの取組の成果を全国に普及することにより、地域の実情を踏まえた効果的な読書バリアフリーの取組を推進する。

事業内容

1. 障害者サービス検討委員会の設置等 6,167千円

視覚障害者等の図書館利用に係るサービスの充実を図るため、有識者、自治体、公立図書館、学校図書館、大学図書館等の関係者で構成される委員会を設置し、振興方策の検討を行うとともに、実態調査や事例の収集等を行う。

2. 司書・職員等の支援人材、ピアサポート人材の育成 1,840千円

司書、司書教諭・学校司書、職員、ボランティアが障害者サービスの内容を理解し、支援方法を習得するための研修や、読書支援機器(拡大読書器、DAISY再生機など)の使用法に習熟するための研修等を行う。また、障害当事者でピアサポートができる司書・職員の育成や環境の整備を行う。【2箇所】

3. 読書バリアフリーコンソーシアムの設置等 6,080千円

公立図書館、点字図書館、学校図書館、大学図書館等によるコンソーシアムを構築することにより、各館の資源の共有や人材の交流等を図るとともに、図書館を利用する視覚障害者等の増加を目的とした広報の強化を図る。また、これらの成果の普及及び読書バリアフリーの理解促進を目的としたフォーラムを開催する。【2箇所】

【対象者・事業種別等】

- 1 国 (本省直轄事業)
2. 3 国 → 地方公共団体・民間団体 (委託事業)



- 成果の普及：**
- ①研修のプログラム・教材について文部科学省及び関係団体等のホームページで公開する。
 - ②地域において構築されたコンソーシアムの成果をフォーラム等で発信するとともに、ネットワークが恒常的なものとなるよう多様な資金調達の方法等を検討する。
 (例：図書館基金の設立、ファンドレイザーの配置、ふるさと納税の活用等)

事務連絡
令和4年3月30日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
御中
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

視覚障害等のある児童生徒の読書環境の整備の推進に関する
ウェブサイトの公開について（周知）

日頃から読書バリアフリーの推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和元年6月に施行された「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号。以下「読書バリアフリー法」という。）」を踏まえ、文部科学省において、学校図書館、公立図書館及び点字図書館等の連携を図りながら、視覚障害、発達障害及び肢体不自由等の障害により読書活動が困難な児童生徒（以下「視覚障害等のある児童生徒」という。）が利用しやすい書籍・電子書籍等（以下「アクセシブルな書籍・電子書籍等」という。）や図書館の利用支援の充実により、視覚障害等のある児童生徒が在籍する学校における読書環境を保障していく取組を進めております。

「図書館における障害者利用の促進」事業では、視覚障害等のある児童生徒の読書環境を保障していくため、東京大学先端科学技術研究センターを主体として、「学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム」を設置し、アクセシブルな書籍・電子書籍等の製作・共有に関する情報提供や先進的な取組事例の紹介を行うウェブサイトを開発し、下記のとおり公開したところです。

については、各都道府県教育委員会担当課におかれては所管の学校、公共図書館及び域内の市区町村教育委員会担当課に対して、各指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び公共図書館に対して、各都道府県私立学校担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人附属学校担当課におかれては設置する附属学校に対して、それぞれ周知いただくとともに、活用いただきますようお願いいたします。

記

「学校図書館等における読書バリアフリーコンソーシアム」では、視覚障害等のある児童生徒が在籍する学校における読書環境を保障することを目指し、学校図書館等において、アクセシブルな書籍・電子書籍等（図書・教材）を効率的に製作、共有する仕組み等の検

討や、図書・教材のアクセシビリティ保障に関する先進的な取組の集約を行い、その成果をウェブサイト（[進めよう、豊かな読書活動](#)）で公開しております。

このウェブサイトでは、主に以下の3つのテーマについてわかりやすく解説されておりますので、学校や学校図書館における読書バリアフリーの取組の参考にぜひご活用ください。

- (1) 著作権法第37条によるアクセシブルな書籍・電子書籍等の複製・翻案・提供に関する情報提供
- (2) 読書バリアフリーに関する先進的な取組事例の紹介
- (3) 図書・教材のアクセシブル化や学校図書館間の共有に関するFAQ

<ウェブサイト：進めよう、豊かな読書活動>

<https://accessreading.org/conso/>



また、アクセシブルな書籍・電子書籍等の種類や、図書館やインターネットで利用できるサービスについては、[啓発用リーフレット](#)で紹介しておりますのでこちらもご活用ください。

<啓発用リーフレット：誰もが読書ができる社会を目指して～読書のカタチを選べる「読書バリアフリー法」～>

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_01304.html



【本件担当】

公立図書館・学校図書館に関すること

総合教育政策局地域学習推進課

図書館・学校図書館振興室

電話：03-5253-4111（内線 2093）

E-mail：tosyo@mext.go.jp

読書バリアフリー法に関すること

総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課

障害者学習支援推進室

電話：03-5253-4111（内線 3613）

E-mail：sst@mext.go.jp

特別支援教育に関すること

初等中等教育局特別支援教育課

電話：03-5253-4111（内線 3193）

E-mail：tokubetu@mext.go.jp

＜図書館における障害者サービスの現状＞

図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日文科省告示第172号)(抄)

第二 公立図書館 一 市町村立図書館(※都道府県立図書館に準用)

1 管理運営(六)施設・設備

② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

3 図書館サービス(四)利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民の利用を促進するため、関係機関・団体と連携を図りながら、次に掲げる事項その他のサービスの充実に努めるものとする。

ウ(障害者に対するサービス) 点字資料、大活字本、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の整備・提供、手話・筆談等によるコミュニケーションの確保、図書館利用の際の介助、図書館資料等の代読サービスの実施

カ(図書館への来館が困難な者に対するサービス) 宅配サービスの実施

＜障害者関係設備の保有状況＞ ※()内の数値は全体の図書館数に対する割合

○拡大読書器・拡大鏡のいずれかを所有 1,755館(52.2%) ○点字による案内 1,081館(32.2%)

○スロープ 2,082館(62.0%) ○障害者用トイレ 2,916館(86.8%)

○障害者用駐車場 2,587館(77.0%)

＜障害者関係資料の保有状況＞

○大活字本 1,812,110冊／2,542館(75.7%) ○点字図書等 390,168冊／1,525館(45.4%)

○録音図書 733,868本／724館(21.5%)

※図書館数(N):3,360館

※平成30年度社会教育統計

学校図書館における読書障害者サービスの現状

<学校図書館における障害者サービスの現状>

学校図書館ガイドライン（平成28年11月29日初等中等教育局長通知）

（5）学校図書館における図書館資料

①図書館資料の種類

○発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。

例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデージー図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。

<児童生徒等の読書環境の整備に資する多様な蔵書等の整備状況>

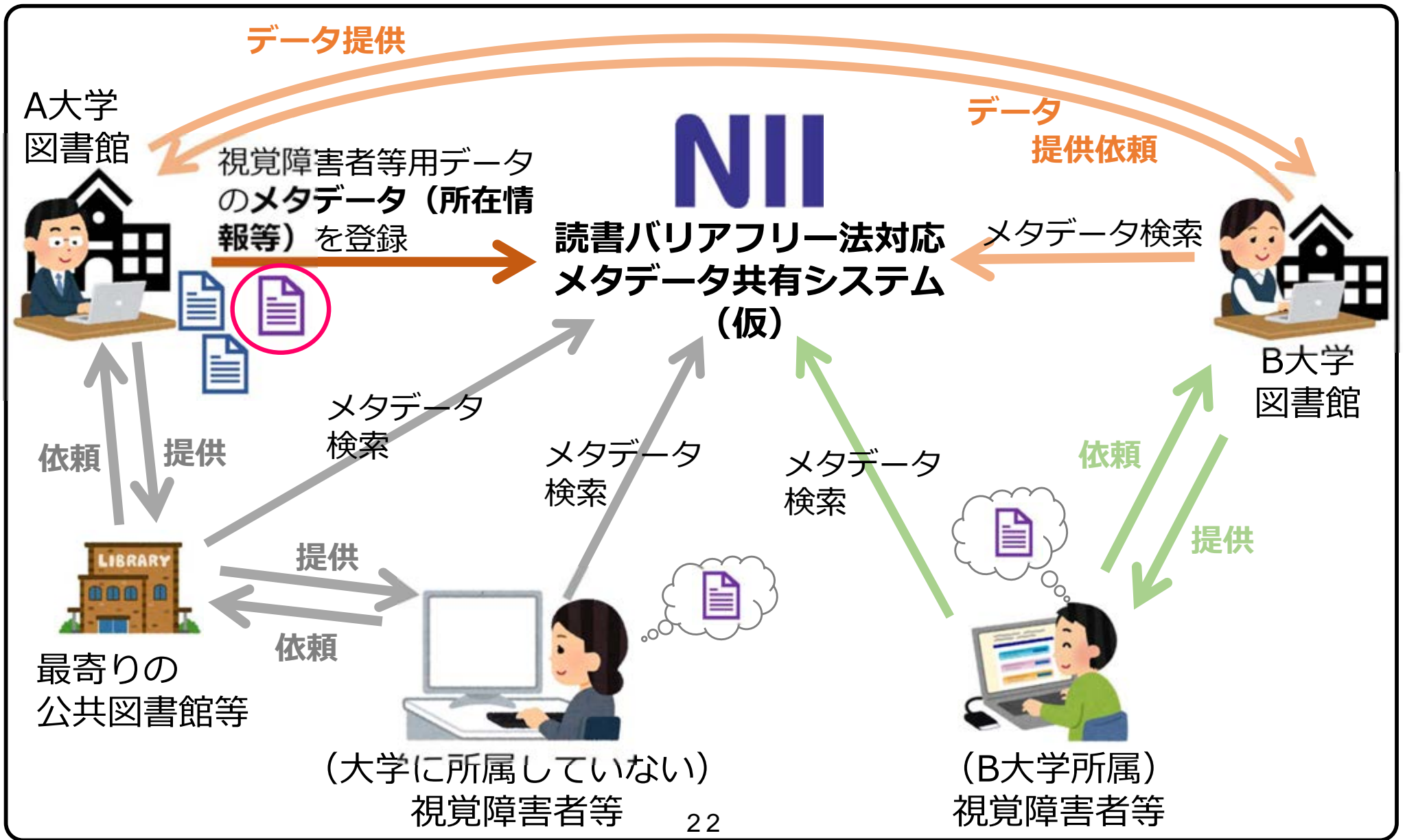
○令和2年度学校図書館の現状に関する調査（令和元年度末時点）

	学校数	電子書籍	点字図書	拡大図書、 大活字図書	録音図書（音声デ ィジー含む）	マルチメディアデ ィジー図書	LLブック	外国語の 図書	映像資料	
		所蔵している学校数の割合								
小学校	18,849	0.2%	42.5%	15.5%	5.2%	1.3%	6.2%	67.0%	12.0%	
中学校	9,120	0.3%	19.6%	16.5%	5.7%	1.0%	4.0%	69.7%	15.3%	
高等学校	3,436	1.4%	12.3%	8.7%	10.9%	0.6%	2.2%	66.1%	44.6%	
特別支援学校	小学部	860	2.8%	20.7%	22.3%	17.9%	25.8%	10.8%	22.2%	40.9%
	中学部	854	2.5%	15.8%	16.2%	14.2%	21.0%	9.4%	21.1%	37.7%
	高等部	891	2.4%	13.8%	14.1%	13.9%	19.6%	9.4%	21.8%	36.9%
義務教育学校	前期課程	100	0.0%	41.0%	19.0%	8.0%	1.0%	13.0%	74.0%	15.0%
	後期課程	100	0.0%	19.0%	17.0%	10.0%	0.0%	7.0%	77.0%	18.0%
中等教育学校	前期課程	33	3.0%	9.1%	12.1%	15.2%	0.0%	0.0%	75.8%	36.4%
	後期課程	31	6.5%	3.2%	12.9%	12.9%	0.0%	0.0%	80.6%	38.7%
合計	34,274	0.6%	31.2%	15.2%	6.7%	2.7%	5.5%	64.3%	18.3%	

第8回視覚障害者等の読書環境の整備の推進に係る関係者協議会資料(関係省庁等)

省庁等		文部科学省	所属	研究振興局参事官(情報担当)	役職・氏名	参事官補佐 大鷲 正和
基本計画		令和3年度までの取組	主要な成果	令和4年度(から)の取組	目標	資料番号
①	Ⅲ.1 視覚障害者等による図書館利用に係る体制整備等(第9条関係)	<p>【大学図書館等における取組】</p> <p>国立情報学研究所において、大学図書館等の関係者や一般社団法人全国高等教育障害学生支援協議会(AHEAD JAPAN)の意見も踏まえつつ、読書バリアフリー法対応メタデータ共有システム(仮称)を構築した【資料:文-5】。また、国立国会図書館のデータベースとの連携について検討した。</p> <p>大学図書館関係者の会議等において、同取組や学内の障害学生支援担当部局等の関係部局との連携強化について周知を図った。</p>	<p>読書バリアフリー法対応メタデータ共有システム(仮称)を構築し、大学図書館等の関係者やAHEAD JAPANの意見も踏まえ、音声読み上げ機能に対応した画面表示など、視覚障害者等へ配慮したインターフェースを設け、利用者が活用しやすい機能の整備を進めている。</p>	<p>令和4年度中にシステムの正式運用を目指し、読書バリアフリー法対応メタデータ共有システム(仮称)の試験運用を複数の大学図書館と連携して行うとともに、国立国会図書館のデータベースとの連携について引き続き検討していく。</p> <p>引き続き、大学図書館関係者の会議等において、同取組や学内の障害学生支援担当部局等の関係部局との連携強化について周知を図る。</p>	<p>令和4年度中に読書バリアフリー法対応メタデータ共有システム(仮称)の運用を開始し、大学図書館関係者等の意見や運用状況を踏まえ、引き続きシステム機能の改善を図る。</p>	文-5
課題・補足						

- 大学等で製作した視覚障害者等用データのメタデータ（所在情報等）を登録・共有するシステムを国立情報学研究所（NII）において構築。
- 同システムにより、視覚障害者等用データが大学等の間で活用されることを期待。



省庁等	文化庁	所属	著作権課	役職・氏名	課長 吉田光成
基本計画	令和3年度までの取組	成果	令和4年度(から)の取組	目標	資料番号
① Ⅲ.5 外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備(第13条関係)	<p>【中心的な役割を果たす機関に係る周知等】 外国で製作されたアクセシブルな電子書籍等の円滑な入手を促進するため、国内外の連絡・相談窓口として中心的な役割を果たす機関の連絡先や入手に当たっての手続・留意事項等について引き続き丁寧な周知を行った。</p> <p>(参考) 現在、文化庁のホームページにおいて、国立国会図書館、特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会の連絡先や関連ホームページ等が記載されている。また、国立国会図書館のホームページでは、①国内在住の個人及び図書館等向けに、外国で製作された視覚障害者等用データの国内(日本)への取寄せ方法、②外国在住の個人及び図書館等向けに、同館が所蔵する視覚障害者等用データの外国への提供について、詳細に案内が記載されている。 ・文化庁ホームページ： https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/marrakesh/ ・国立国会図書館ホームページ： http://www.ndl.go.jp/jp/support/index.html</p>	<p>文化庁ホームページにおいて周知を行うとともに、著作権セミナー・講習会(15回)の受講者に対しても周知を行った。</p>	<p>外国で製作されたアクセシブルな電子書籍等の円滑な入手を促進するため、国内外の連絡・相談窓口として中心的な役割を果たす機関の連絡先や入手に当たっての手続・留意事項等について引き続き丁寧な周知を行う。また、その運用状況も踏まえつつ、必要に応じて更なる環境整備を行う。</p> <p>(参考) 現在、文化庁のホームページにおいて、国立国会図書館、特定非営利活動法人全国視覚障害者情報提供施設協会の連絡先や関連ホームページ等が記載されている。また、国立国会図書館のホームページでは、①国内在住の個人及び図書館等向けに、外国で製作された視覚障害者等用データの国内(日本)への取寄せ方法、②外国在住の個人及び図書館等向けに、同館が所蔵する視覚障害者等用データの外国への提供について、詳細に案内が記載されている。 ・文化庁ホームページ： https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/marrakesh/ ・国立国会図書館ホームページ： http://www.ndl.go.jp/jp/support/index.html</p>	<p>文化庁ホームページに掲載している情報を必要に応じて更新するとともに、引き続き、著作権に関する講習会等、機会を捉えて周知を行う。</p>	
課題・補足					